

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 8 月 22 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600192号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600113号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年11月1日、喪失年月日を平成24年6月1日に訂正し、平成22年11月の標準報酬月額については24万円、同年12月の標準報酬月額については22万円、平成23年1月から同年5月までの標準報酬月額については24万円、同年6月の標準報酬月額については22万円、同年7月及び同年8月の標準報酬月額については24万円、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については22万円、同年11月の標準報酬月額については20万円、同年12月から平成24年3月までの標準報酬月額については22万円、同年4月の標準報酬月額については20万円、同年5月の標準報酬月額については22万円とすることが必要である。

平成22年11月1日から平成24年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年11月1日から平成24年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年11月1日から平成24年6月1日まで

平成22年11月1日にA社に入社し、平成24年5月31日に退社したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係るA社の給与明細及びタイムカード並びにB市から提出された請求期間に係る課税証明書及び給与支払報告書により、請求者が請求期間に当該事業所に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 11 月は 24 万円、同年 12 月は 22 万円、平成 23 年 1 月から同年 5 月までは 24 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 24 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 22 万円、同年 11 月は 20 万円、同年 12 月から平成 24 年 3 月までは 22 万円、同年 4 月は 20 万円、同年 5 月は 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 22 年 11 月から平成 24 年 5 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成 22 年 11 月から平成 24 年 5 月までの期間において、A 社に係る被保険者縦覧照会回答票に整理番号の欠番は見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は請求者の平成 22 年 11 月 1 日から平成 24 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600230号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600112号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで

A社には、平成15年12月1日から平成21年3月31日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。厚生年金保険料が控除されている請求期間に係る給与明細書を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書及びA社から提出された請求者に係る平成16年分賃金台帳から、請求者は、請求期間に同社から給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「請求者は2004年(平成16年)3月31日付で定年該当となったが、以降も継続雇用となるため、翌日の4月1日より給与の改訂が行われた。この時に、年金事務所へ提出する厚生年金保険の資格喪失届の喪失日を、本来ならば2004年4月1日とすべきところを事務担当者のミスにより同年3月31日として処理した。そして、請求者の2004年4月給与から控除した同年3月分の厚生年金保険料3万1,913円を、同年8月25日に現金で本人に返金した記録が残っている。」と回答している。

また、A社から提出された振替伝票により、2004年8月25日付けで請求者に返金したとする厚生年金保険料と同額の金額が処理されていることが認められる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。